## 学生支援課長 殿

以下の留学生のアルバイトについては、目的、業種、活動時間とも妥当と 認め、資格外活動を承諾します。

留学生氏名(国籍):

令和 年 月 日

指導教員(未定の場合:クラス担任)名

印

平成24年7月23日国際交流委員会決定

- 1. アルバイトは出入国管理及び難民認定法(入管法)の定めるところに従い、
  - ① 留学中の学費その他の必要経費を補う事を目的とし、かつ、
  - ② 社会通念上学生が通常行っている範囲にある職種内において活動を行う場合に許可することとする。
  - ③ 職種の妥当性が曖昧なものは、国際交流委員長が判断する。
- 2. アルバイトを行う際は、指導教員(未定の場合:クラス担任)の許可を得て行う。
- 3. 指導教員(未定の場合:クラス担任)は以下の事項を考慮の上、アルバイトの可否を検討する。
  - ① 当該留学生の経済事情(奨学金の有無、金額等)、修学状況 \*国費、外国政府奨学金の受給者については、学費、生活費の心配がないことから、勉学 に専念することが望ましい
  - ② アルバイトの目的及び内容
- 4. 指導教員(未定の場合: クラス担任)は当該留学生のアルバイト内容、時間数等を把握し、 学業に支障を来たさないよう指導する。